

報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和2年5月1日提出

宇治市長 山本 正

専 決 処 分 書

専決第6号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年3月6日

宇治市長 山 本 正



損害賠償額の決定について

市は、車両事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損 害 賠 償 の 額 196, 644円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]



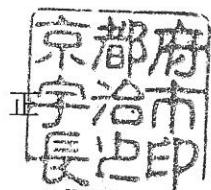
専 決 処 分 書

専決第9号

損害賠償の額を決定するについて、地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和2年4月16日

宇治市長 山 本



損害賠償額の決定について

市は、道路上の事故に係る損害賠償の額を、次のとおり決定する。

1 損 害 賠 償 の 額 322,760円

2 損害賠償の相手方 住所 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]